

第3部

隊員支援の機能と事業

- 1 帰国隊員の進路と諸活動
- 2 訓練所の動向と地域連携
- 3 健康管理支援と災害補償
- 4 協力隊支援組織
- 5 連携協力事業、新しい事業活動
- 6 「南南協力」の実績と成果
- 7 協力隊事務局担当の他のボランティア派遣事業

1 帰国隊員の進路と諸活動

帰国隊員の進路相談

— 帰国隊員支援室の活動

1 指導相談課の開設

青年海外協力隊事務局は、帰国隊員の「国内復帰」を円滑に進めるため1967年（昭和42年）4月に就職斡旋室を事務局内に設置したが、間もなく諸般の事情により廃止となり、帰国隊員の進路相談等の業務は国内課が所掌することになった。その後、現職参加隊員の増加や帰国隊員の進路指導業務が増えてきたため、1979年（同54年）4月、指導相談課が新設された。

当時はまだ「終身雇用」「年功序列」等の日本独特の雇用慣行が強く、帰国隊員の就職・再就職に見合う「中途採用」が、慣例とはなっていない時代であった。企業が「中途採用」に期待するとすれば、新卒者に求められない特別の資質なり経験を持っていることが前提であろうし、いわば「即戦力」の期待である。帰国隊員には、途上諸国での体験という貴重な“資産”があるとしても、前記のような雇用慣行を含む日本の社会機構に即刻対応する能力、時代に敏感に順応し多岐にわたる業務を敏速にこなすビジネスマンに伍していく処理能力を、十分に備えているとはいいがたかった。

また、行政改革による公務員の定員削減、民間企業の事業縮小も協力隊への現職参加促進にとって不利な社会環境ではあった。そのような状況のもと、指導相談課では、帰国隊員の再就職問題と現職参加促進を主要課題として積極的に取り組んだ。1980年（同55年）には新たに「労災保険海外保険者特別加入」が始まり、同課がこの業務を所掌するとともに各県OB会への支援業務や帰国

隊員研修会、帰国隊員報告会等の幅広い帰国隊員支援事業を取り扱った。

2 カウンセラー配置

1972年（昭和57年）に「協力隊3年倍增計画」が始動し、指導相談課では、帰国隊員の大幅な増加を見越して、進路相談等の実施体制の充実を計ることが急務となった。そこで、国内の適正な求人・求職情報の提供や進路開拓の拡充の他に、帰国隊員の進路相談に関するカウンセリングの必要性を認識し、1985年（同60年）7月に新たに進路相談カウンセラーを事務局内に配置した。また帰国隊員の地元定着を促進し、各地方ブロック毎によりきめ細やかな進路指導を実現するため、1986年（同61年）から平成元年にかけ国内8カ所のJICA支部・国際研修センターに進路相談カウンセラー各1名を配置した。しかし、各支部・センターの管轄するブロックは数県にまたがっており、各1名の進路相談カウンセラーが対応するには必ずしも十分とはいえない。そこで、1992年（平成4年）に試行的に愛媛、高知、熊本、鹿児島各県に県カウンセラー各1名を配置し、さらに翌1993年（同5年）の北陸支部開設に伴い、同支部にも1名の進路相談カウンセラーが配置され、これにより全国レベルでの帰国隊員の進路相談等の実施体制が一応整った。

一方、帰国隊員の逆カルチャーショックの克服等、帰国後の社会復帰を円滑にするための帰国時研修を拡充する声が高まり、1985年（昭和60年）に初めて専任の帰国時研修カウンセラーを配置した。1992年（平成4年）には2名の帰国時研修カウンセラー体制が確立され、帰国時研修は一旦は「青年海外協力協会」に業務委託され、1999年（同11年）に再び「協力隊を育てる会」に業務委

託され現在に至っている。この帰国時研修は、帰国隊員が任国での生活全般についての貴重な体験を帰国直後に振り返り、総括、整理して一日も早く日本社会に適応できるよう、途上国での生活にけじめをつけることを目的としている。

3 「帰国隊員支援室」に改編

2000年（平成12年）1月のJICAの大規模な組織改革により、協力隊事務局組織のスリム化が図られ、指導相談課は「帰国隊員支援室」に改編され、広尾研修センター内に移転した。従来、指導相談課にあった身分措置業務は国内課に、海外労働業務は海外課に移し、帰国隊員支援室は帰国隊員の進路相談・進路開拓の充実、各県OB／OG会等の支援、帰国隊員の社会的評価向上を目指した各種の帰国隊員支援業務を一元的に取り扱う部署として再生した。

同支援室の当面の課題は、国際協力分野を希望

とする帰国隊員が増えている現状から、帰国隊員に的確な情報を提供し、国際協力分野の人材発掘、育成など総合的なキャリアパスの仕組みを作る必要があること。このため帰国隊員のデータベースの蓄積や帰国時研修を含めた各種研修の見直しを行っている。その方策として、帰国隊員支援室のホームページを開設し、国際協力関連情報の提供ができるような体制を整備した。また求人・求職情報の提供を拡充するために、コンピュータを使った情報の提供方法についても検討している。

また、帰国隊員の社会的評価向上の一環として、帰国隊員の活躍を紹介するテレビ放映等での広報の強化、「自民党青年海外協力隊に関する小委員会」を通じての休職条例の整備や現職参加の促進、特に教員の現職参加と帰国隊員の教員採用の促進、各種上位免許取得にかかる隊員活動経験（実務経験）の加算措置等について関係各省庁に働きかけ一定の成果を得ている。

2

訓練所の動向と地域連携

1 初期の訓練

発足当時の「協力隊業務実施要領」に「事前研修」として位置づけられ、期間は2カ月の一般オリエンテーションと1カ月の技術研修との3カ月で、語学は全期間を通じて行うことが規定されている。

第一陣31名（うち女性5名、フィリピン、マレーシア、カンボディア、ラオス）の訓練は、昭和40年10月11日から2カ月間を当時の海外移住事業団海外移住センター（当時、横浜市根岸）において、一般オリエンテーション及び語学、職業訓練校や団体等での技術研修が行われ、その幕を開けた。

この訓練は、協力隊にふさわしい隊員の養成を目的に「日本と全てが異なる厳しい環境のもとで、苦しみや孤独感に耐える強い忍耐力と社会奉仕の精神を養う」、つまり心身の鍛練に重点がおかれていた。語学（現地語、英語、仏語）や任国事情、技術強化訓練に加えて、日本人としての一般常識の学習にも力が入られ、隊員は日本の若き世代の代表たれ！という意気込みがうかがわれる。

2 訓練方式を大刷新

1968年（昭和43年）3月、協力隊事務局とともに自前の訓練所の施設が完成し、以降1972年（同47年）まで上述した訓練方式による3カ月間の訓練が年3回実施された。

そして、事業発足8年目を迎えた1973年（同48年）、事業全般の整備拡充が進められるなか、派遣前訓練についても大刷新が実施された。年2回の募集と一訓練期間を16週間（4カ月）とする年4回訓練に改め実施することになった。広尾訓練所では訓練前半の8週間で座学と語学、後半8週間は語学集中訓練として代々木訓練所（オリンピック記念青少年センター施設を借用）で行い、

刷新の最大の狙いである語学力の強化に向け、実際的な会話能力の向上が図られた。

3 現地語学訓練の導入

昭和48年度から、「任国において言葉の運用能力を高め、風俗習慣をも学び、協力隊活動への心構えを醸成させる」ことを目的として、現地語学訓練を実施した。語学力強化は任国からの強い要望でもあり、更なる語学力向上を図る意味からも、特に、「仏語」「スペイン語」については赴任途次の第三国における語学研修を開始した。1974年（昭和49年）から、中南米地域派遣隊員を対象にグアテマラにてスペイン語研修を始め、その後、同国の政情不安から1984年（同59年）に訓練場所をメキシコ・クエルナブアカに移し実施してきた。また、アフリカのフランス語圏派遣隊員を対象に、1982年（同57年）からフランス・ヴィシーにて、フランス語研修を開始した。その他地域の諸国においてそれぞれの任国に事情に応じ、プログラムを開発し現地訓練を実施してきた。

また、1987年（同62年）の協力隊運営委員会においても、語学訓練の効率を高めるために、国内での訓練を基礎的なものに留め、国、地域、あるいは語学別の訓練を整備し、現地において訓練する方が良いとの提言がなされた。

これらの状況と提言を踏まえ、昭和63年度の派遣前訓練期間を従前の約90日間から2週間短縮し、77日間として現地訓練をより強化拡充することを目的として、次の指針に沿い、各在外事務所での検討を進めることとした。

①語学修得に重点を置く。②期間を1カ月とする。

以上の経緯に基づき、各国の現地訓練の強化・拡充の実態の把握、上記方針に沿った内容の実施促進、合わせてさらなる改善方法を探ることを目

的として、平成元年度に事務局内に「現地訓練強化拡充計画調査」作業部会を設置し、1990年（平成2年）2月まで約1年をかけて検討、現地調査が行われた。（本調査結果については、「協力隊現地訓練強化拡充計画調査報告書」としてまとめられている。）

上述のとおり、スペイン・フランス語の両言語については、第三国にて語学訓練が平成6年度まで行われてきたが、隊員の任国への適応を促す上で現地にて行うことがより効果的であるとのことから、平成7年度（7年度1次隊）より、現地調査及び在外事務所からのアンケートを基に第三国からそれぞれの任国での実施に改めた。（一部治安上の問題からコロンビアはエクアドルにて、エル・サルヴァドルはグアテマラで実施）現在は、それぞれの任国で実施している。

4 駒ヶ根訓練所の開設

1979年（昭和54年）4月、長野県駒ヶ根市に第二の訓練所が完成した。広尾訓練所の1カ月間を導入訓練、駒ヶ根訓練所3カ月間となり、代々木訓練所に代わって駒ヶ根訓練所が語学集中訓練所としての役割を担うこととなった。駒ヶ根訓練所の開設にあたっては、地方における初めての協力隊訓練施設として地域社会との交流を図る派遣前訓練が課題とされ、地域の農家、福祉施設での所外活動が訓練カリキュラムに導入された。

広尾から駒ヶ根への移動時に3日間の座禅訓練を導入し、更に駒ヶ根訓練修了後は再び広尾に戻り、終了式・壮行会等の派遣前諸行事が実施された。

また、隊員数の増加に伴い、1984年（同59年）からは、広尾・駒ヶ根両訓練所での3カ月間による自己完結型訓練が始まった。駒ヶ根訓練所候補生は訓練終了後に東京に移動し、両訓練所の候補生が一堂に会し、3日間の派遣手続き等の赴任前オリエンテーション及び諸行事（皇太子妃殿下のご接見、修了式・壮行会）が行われた。

5 二本松訓練所の開設

協力隊事業の派遣規模の拡大に伴い、1994年（平成6年）1月、第三番目の訓練所として二本松訓練所が開設され、平成6年度3次隊訓練から派遣前のオリエンテーション及び諸行事を含むすべての訓練について、同じ訓練実施計画のもと広尾・駒ヶ根・二本松三カ所同時平行で実施することとなった。隊員候補生は、隊員として各訓練所からそれぞれ帰省し、各任国へ赴任することとなった。

また、二本松訓練所開設と合わせ帰国隊員・調整員経験を訓練業務に反映させるため、帰国隊員で組織されている（社）青年海外協力協会に対し実施業務の委託を開始した。現在は、広尾、駒ヶ根訓練所においても同様に同協会に訓練実施業務を委託している。

平成7年度からは赴任前オリエンテーション、諸行事を訓練日程に含め、77日間から79日間に変更し、現在に至っている。

6 訓練の強化拡充

訓練内容についても、随時検討が加えられてきた。特に語学訓練に関しては、1977年（昭和52年）に「語学訓練検討委員会」を設置し、外国語教育専門家による効果的な語学訓練のためのガイドラインが答申された。また、1991年（平成3年）には外部有識者の協力を得て、「派遣前訓練強化拡充検討委員会」が設置された。同委員会は、訓練実施計画や訓練手法、訓練施設などについて、ソフト、ハード両面から検討を行うとともに、帰国隊員等を対象にした「派遣前訓練等に関するアンケート調査」も実施した。これらの検討結果は現在の訓練の基礎となっている。

さらに、協力隊事業発足三十周年の節目を機に事業の総点検を行ったが、その一環として、訓練についても訓練所を中心に「派遣前訓練改善検討委員会」を設置し、その結果は、「派遣前訓練改

善提言書」として報告されている。また、その提言書をもとに平成8年度から毎年一回「三訓練所合同会議」を開催し、随時改善を加え実施している。

現在、同じ訓練実施計画のもと三カ所同時並行で訓練を行っている。各訓練所がそれぞれの特色を生かしつつも、相互の連携を密にして質の高い訓練を維持・発展させていくことが今後の課題でもある。

協力隊に参加する青年の価値観の多様化が進む現在、これまでの経験を踏まえつつ、いかに現地に即応した効果的かつ自主性を促進させる訓練を実施するか、21世紀に向けて更に訓練内容・運営方針を再点検していく必要がある。

事業総点検の中で特筆すべき点として「制服」の改善についての経緯を触れておく。

隊員候補生の制服は、「派遣前訓練実施要綱」に訓練に使用する制服等を支給すると規定されており、事業発足以来から専用の制服を制作し訓練で使用してきたが、時代とともに度重なる改善を行ってきた。

1997年（平成9年）当時の制服は、隊員の評判も悪く、また、派遣国によってその色彩が好ましくないとの関係者からの意見もあるため、今後の在り方について検討すべく、若手職員も参加し改善検討委員会を設置した。

その結果、当時の制服は廃止し「紺色のブレザー」（ボタンはJOCVオリジナル）上着のみを平成10年度1次隊より制作、支給することになった。制服は、単なる訓練着のみならず派遣中はもちろん帰国後も協力隊に参加した証として残すことができるものとした。合わせて、上着に着脱可能なオリジナルのエンブレムを制作し、訓練修了式に修了証書とともに支給することになり、現在に至っている。

7 地域との連携

駒ヶ根・二本松訓練所開設以来、両市役所、育てる会を中心に地域との交流が活発に行われ

てきたが、地方の国際化及び平成8年度10月からのJICAの国内機関化（付属機関）に伴い、長野・福島両県におけるJICA事業の総合窓口として、地域との連携を図りながら国際協力に関する各種広報・交流活動を従来以上に実施している。

具体的には、公開講座、訓練への体験入隊、市民講座への講師派遣、駒ヶ根市協力隊週間（駒ヶ根）、菊まつりでの協力隊ブース設置（二本松）等である。

〈駒ヶ根市・二本松市の友好都市協定〉

隊員や帰国隊員の「第二の故郷」、長野県駒ヶ根市と福島県二本松市が平成12年5月29日、広尾訓練研修センターで友好都市協定を結んだ。ともに協力隊訓練所があるまちとして交流を深めてきた両市は、今後、「交際交流・国際協力を通じ世界と結ぶ国際性豊かな活気あふれるまちづくり」（協定書）を連携して進めていくことにした。

当日の調印式には両市議会・育てる会代表者、JICA役職員ら約50人が出席した。藤田JICA総裁（当時）が立ち会い人となり、中原駒ヶ根市長、根本二本松市長が協定書に調印。それぞれの市旗を交換し、変わらぬ友情を誓った。

訓練所が縁となった駒ヶ根市と二本松市の交流は、二本松訓練所開設準備段階の1992年（平成4年）から始まり、1995年（同7年）の同訓練所開設後は、協力隊を支援する両市の市民がつくる「駒ヶ根協力隊を育てる会」と「にほんまつ地球市民の会」の相互訪問などを契機に交流が活発化し、市民レベル、行政レベルの交流を毎年続け、親睦を深めてきた。

友好都市提携の機運が高まるなか、両市議会は2000年（同12年）3月、両市のさらなる連携により、国際交流・協力を進めることなどを目的として協定締結を決議し、正式調印に至った。

1 顧問医制度の変遷

青年海外協力隊事業が発足した当初から、気候風土等の厳しい環境のもとで活動する隊員の健康管理は大きな課題であった。

協力隊事業創設時の1965年（昭和40年）当時は、現地の詳しい生活環境などの情報が入手困難な時代であったから、派遣国に足を踏み入れたことのある学者や商社員などを講師に招き、現地事情の講義を依頼したが、医療に関する正確な情報などは望むべくもなかった。

当時、職員の駐在する事務所も満足になかった時代であり、事務所スタッフもほとんどいなかったから、隊員が病気になったならば、配属先にすべてを任せなければならなかった。費用は派遣国が負担することになってはいたが、実際は協力隊駐在員事務所が支払ったり、職員が駐在しない国においては大使館が立て替えたりした。また、駐在員・調整員宅がドミトリーを兼ねていたため、軽症の場合は、駐在員・調整員宅で静養するケースも多かった。

また、当時の協力隊事業予算は今とは比較にならないほど少なかったため、隊員に持たせる携行医薬品は、大手の製薬会社の寄付にたよったりした時代でもあった。

協力隊事務局が渋谷区広尾に本部をおいた1968年（同43年）になって、隣接の日赤中央病院（現日赤医療センター）の内科部長だった宮田久寿医師が、訓練中の医療講座を定期的に受け持つようになり、協力隊顧問医の草分け的存在となった。

1977年（同52年）、事務局は隊員健康管理支援体制をより一層充実させるため、東京大学医科学研究所付属病院長であった大谷杉士教授に総括顧

問医を委嘱した。大谷顧問医は同研究所の医師らとともに顧問医師団を結成し、隊員の健康管理支援体制の整備をはかることになった。

これによって、隊員健康管理ハンドブックの作成、年2回の定期健康診断の実施、訓練中の医療講座、各種様式の整備等現在の健康管理支援システムの基本ができ上がった。

2 医療調整員の派遣

1982年（昭和57年）、当時、隊員派遣国のなかでもマラリアなど感染症が極めて多く、また隊員の生活状態が最も劣悪だったガーナに、隊員の健康管理を主な業務とする医療調整員を派遣することになり、その第1号として看護婦の資格を持つ安藤留美子OGが派遣された。

この医療調整員の活動によって、隊員の健康に対する不安や任国における医療機関への不安などが解消され、隊員のみならず在外の事務所にとっても安心して業務を遂行できるようになった。以後、アフリカを中心に年々医療調整員の派遣国を増やしていくことになった。

1986年（同61年）、大谷顧問医のあとを引き継いだ鳴戸弘医師は、当時流行していた肝炎対策として、A型、B型肝炎の予防接種の実施、マラリア流行地域での予防薬服用の義務化などの対策を講じるなど、健康管理支援体制の充実をはかった。これにより、選考試験における問診の実施、派遣前の医療講座、各種の予防接種、派遣中の定期健康診断、帰国時の検査など、現在実施している健康管理支援体制が確立された。

1988年（同63年）3月、アフリカ7カ国に派遣されていた医療調整員がパリに集められ、事務局の健康管理支援方針の徹底化を図る目的で会議が開催された。この会議により、医療調整員の活

動状況のみならず、現地医療事情をより正確に把握することができるようになった。

1989年（平成元年）11月には、当時11カ国に派遣されていた全医療調整員による会議が、パリで開催されて、現場で直接、隊員の健康管理に携わっている実務担当者ならではの熱い議論が展開された。この会議により、医療調整員間相互の情報交換ならびに連携をはかることが可能となり、今後の隊員健康管理を支援する上で大きく貢献することとなった。

以来、毎年医療調整員会議が開催され、現在、医療調整員は18カ国で活躍している。

3 緊急移送システムの構築

隊員の健康管理支援を実施するにあたって、最も大きな問題点は緊急時の対応であった。例えば、交通事故等によるケガやマラリア、肝炎などの感染症の危険が多いアフリカにおいては、最も信頼のおける医療機関はケニアのナイロビだったが、アフリカは全体的に交通アクセスが悪く、ナイロビまでの移送は困難を極めた。

特に、隊員倍増計画が実施された昭和60年代に入ってから、緊急移送を必要とするケースが急激に増加したため、緊急移送システムの構築にむけて、事務局は全力を挙げて取り組んだ。

1987年（昭和62年）、鳴戸顧問医を団長とする調査団が、パリに本部のあるヨーロッパ・アシスタンス・サービスを視察し協議した結果、緊急時にはこの移送システムを利用することになった。

1989年（平成元年）、事務局はヨーロッパ・アシスタンス・サービスとの間で、全隊員を会員とする契約を結び、これによって隊員が緊急時に本邦ないし第三国の医療先進国への移送が、事務局の指示を待たずに、当事国の医師とヨーロッパ・アシスタンス・サービスの専属医師とが直接連絡をとることによって可能となり、速やかに対応することができるようになった。

2000年（同12年）、医療関係隊員による針刺し事故等が原因での平成IV感染の危険を回避するために、事故後ただちに予防薬を服用できるよう、医療関係隊員派遣国に予防薬を常備することにした。

また、現在、18カ国で活動している医療調整員と8カ国の事務所に勤務している専門家を対象とした健康管理員とを東京に集めて合同会議を開催し、従来別々に行っていた業務を統一して、医療調整員ならびに健康管理員それぞれが、JICA関係者全員を対象とした健康管理業務をおこなうことを確認した。

それとともに、国内においても協力隊診療室、専門家健康管理室、職員健康管理室とを統合して、JICA健康管理センターとして窓口を一本化することとし、JICA全体として効率的かつ充実した健康管理支援体制を構築することになった。

今後、協力隊事務局は、シニア海外ボランティアの派遣増に対応するべく、高齢者の健康管理体制の確立と、顧問医ならびに医療調整員（健康管理員）を増員し、よりきめの細かな健康管理支援体制の維持をはかるよう努力を重ねている。

過去35年間、『隊員の活動中は厳しく、傷病には手厚く』が協力隊事務局の健康管理方針の基本である。協力隊事業が続く限りこの方針は堅持していかなければならない。

4 各種補償制度

派遣前訓練の開始日（技術補完研修を含む）から、隊員として現地で活動し、帰国時の手続きが終了する日までの期間に発生した病気・傷害などに対し、次のような補償制度を設けている。

- (1) 労働者災害補償保険法に特別加入（海外労災特別加入）－派遣中の業務上の災害に適用（赴・帰任の途上を含む）
- (2) 青年海外協力隊災害補償制度（協力隊事務局が有する独自の制度）

本邦での派遣前訓練中の業務上災害に適用

(技術補完研修中を含む)

(3) 国際協力共済会

技術補完研修及び訓練人所時より、海外滞在中及び海外活動終了後の帰路変更の期間（最大14日間）、並びに帰国時の手続きが終了する日までの間に発生した業務外の災害に適用される。

ただし、事務局が整備している補償制度は、年金などの社会保険制度を基礎としているため、年金など公的な社会保険に適切に加入していることが前提となる。

隊員はボランティアとして協力隊事業に参加しているために、隊員と事務局との間に雇用関係はないが、協力隊事業の性格から労災保険への加入が、1980年（昭和55年）4月1日より可能となっ

た。労災保険法上は、第27条第6項の「開発途上にある地域に対する技術協力の実施の事業を行う団体が、当該団体の業務の実施のため、開発途上にある地域において行われる事業に従事させるために派遣する者」を「特別加入者」とするということに基づくもの。

これにより、業務上災害と認定された派遣中の傷病については労災保険による補償の給付手続きをとることになった。とくに、従来の青年海外協力隊災害補償制度では実現できない重傷病者に対する年金補償が、労災保険によって可能になり、隊員活動の方が一の場合の備えとして前進をみたといえる。

Topics
JOCV NEWS

健康管理手当制度

昭和56年度から新たに導入された協力隊員の健康管理手当制度について、1981年9月15日付「JOCV NEWS」は同手当の支給趣旨、支給額、支給方法等に関し要旨次のとおりレポートしている。

1. 趣旨

隊員は任地においては、一般的に劣悪な生活環境条件の中で協力業務に従事しており、厳しい気候風土、生活習慣の相違に加え、医療事情も悪く、民衆志向を追求する本事業の特性から、それだけにたえず病気にされされ、かつ心理的圧迫を受け度合いがきわめて大きい。

したがってボランティアの気概にあふれ、業務を遂行するためには、隊員は心身の健康管理に日頃多大の注意を払う必要があることはいうまでもない。

これまで諸外国の類似のボランティア機関は、「休暇手当」「旅行手当」等を支給し、隊員が日常の心身の緊張状態を暫時解放して、また新たな意気に燃えて業務に取り組む態勢が制度的に確立されている。

昭和56年度から新規に導入される健康管理手当制度は、従来の福利厚生系の諸施策が、いわば病氣予防のための健康診断あるいは発病後の対応策であるのに対して、隊員が任期半ばに至って、残る任期をつつがなくまた効果的に全うするために、改めて自己の心身両面の健康管理についてより積極的な対策を考え、その具体化を容易ならしめるようにするところに、その趣旨がある。

よってこの健康管理手当の使途は、隊員が自己の身体および精神の健康増進にあたって、最も効果的と考える方策の実現を

はかるものとし、任国内および任国外旅行のための補助、あるいはその他健全な心身の保養に役立てるために使用されるものとする。

2. 支給額

派遣国の区別なく一律に同額（昭和56年度はUS270ドル）を支給する。

なお、本手当は単なる海外手当もしくはボーナスの支給といった性格のものではないので、そうならないための配慮が求められる。

3. 支給対象者および時期

隊員は着任後2年の任期のうち1年を経過した時点から本手当を受給できるものとし、任期満了3ヵ月前の期間（その後は本手当の趣旨から支給しない）に申請すれば支給対象とする。

なお、2年経過した隊員が任期延長に伴う一時帰国を行う場合は、任期3年目には支給の対象としない（一時帰国する隊員はその年度には支給対象外とする）。

4. 支給方法

該当する隊員は、所定の申請書により使用計画理由を付して申請し、駐在員（調整員）の権限で承認し支給する。

5. 適用時期

この健康管理手当制度は昭和56年8月1日から適用する。

6. その他

シニア隊員には適用しない。

4 協力隊支援組織

社団法人 協力隊を育てる会

1 その発端

社団法人協力隊を育てる会は、青年海外協力隊事業を単に政府事業にとどめることなく、広く国民的基盤に立った事業にしていくことを目的とし、市民の立場から支援の輪を広げようと、1976年（昭和51年）4月に設立された。

設立のきっかけは、映画「アサンテ・サーナ」の上映運動で、青少年団体等の全面的な支援を受けて実施され、この運動を受け継ぐ形で発足したものである。

タンザニアで活動する隊員の姿を描いたこの映画は、協力隊事務局によって制作されたもので、協力隊事業の啓発を目的としていたが、映画館での上映ができず、自主上映になった。

この時に、青少年団体等37団体によって「アサンテ・サーナ上映中央推進委員会」が組織され、協力隊事務局に協力して日本各地で上映運動が繰り広げられ、その結果24万人余の観客を動員した。そしてこの運動の中から、協力隊を支援しようという市民や有識者のエネルギーが高まり、「協力隊を育てる会」をつくる動きへと発展した。

この時の青少年団体や労働団体、企業の中には、その後も育てる会の理事ボードとして関わり、会の方針決定や運営に大きく貢献している組織も多い。また、新しい連携の可能性を話し合うために、青少年団体との懇談会や企業懇談会等の開催を通して、相互の理解を深めてきた。

2 協力隊20周年を契機に

その後1985年（昭和60年）には、協力隊発足20周年記念事業として「現地視察の旅」と「全

国縦断キャラバン」が行われた。

「現地視察の旅」は、隊員の活動現場を実際に見ることによって、参加者の間に大きな共感を呼び、その後の育てる会事業の大きな柱として発展するとともに、特に留守家族を中心に、幅広い層の人々による理解と支援へと繋がっていった。

また「全国縦断キャラバン」では、日本青年団協議会をはじめ、青少年団体、労働団体による実行委員会がつくられ、2台のライトバンが南と北のコースに分かれて日本全国を縦断し、各地の主要都市で記念集会被開かれると同時に、パネル展示、映画上映、帰国隊員報告会や交流会などが行われるなど、手作りのキャンペーンが繰り広げられた。

これらの活動により、地域に根ざした多くの協力隊の支援者、理解者を得たことは、その後の育てる会における、各地域での事業展開への大きなエネルギーとなり、現在では32県2市に育てる会の組織が発足し、会員総数も8,000名を数えるに至っている。

協力隊広報誌『クロスロード』についても、協力隊事務局の強い要望にこたえて、育てる会が発行業務を行っており、広く普及させるためには、有料購読者を確保して第三種郵便の認可を得ることが必要であることから、定期購読者の開拓や拡販という形で、各県育てる会、各団体、企業など広く関係者の協力を得てきた。

3 経済界、企業との連携

また経済界や企業との連携も、育てる会事業にとっては重要な位置を占めている。

「青年が安心して協力隊参加できる社会環境をつくる」ことは、育てる会事業の大きな目的のひとつであり、派遣隊員の身分措置や帰国後の進路

等に関する問題解決は、大切な事業のひとつであり、支援委員会が中心となって、協力隊事務局と定期的に協議を行い、青年会議所等、関係者の協力を得ながらケースごとに個別対応を行った。

それと同時に、企業、経営者の理解をすすめるために、経済団体連合会の会長だった土光敏夫氏に働きかけて、育てる会の茅誠司会長（当時）との対談を企画するなど、世論形成をはかりながら、経済同友会や商工会議所など経済界全体の協力をとりつけた。

一方、帰国後に再び協力活動や現地調査、海外留学などを志し、将来途上国の発展に協力していきたいと希望する帰国隊員に対しては、その資金を援助する「帰国隊員支援プロジェクト」を行っており、財団法人三菱銀行国際財団が極めて大きな役割を果たしている。

昭和62年から現在まで、のべ300件近い案件に対して資金の提供が行われてきたが、支援を受けた者の中には、その後国際機関やJICAの専門家、NGO活動の担い手となり、再び途上国で活動している者が数多い。

4 小さなハートプロジェクト

支援事業のもうひとつの柱である、「小さなハートプロジェクト」支援は、1992年（平成4年）から始まった。これは派遣中の隊員と、国内での支援者を結ぶもので、多くの一般市民が直接国際協力に参加できる事業として、関係者の注目を集めている。

このプロジェクトの原形は、1984年（昭和59年）に育てる会が中心になって行った「開発途上国にあなたの愛を－青年海外協力隊員と共に」という市民運動で、ネパールの学校へ黒板を送ったり、エチオピア難民に手押しポンプを送る等の活動が行われた。その際の理念である「協力隊員を支援することで国際貢献に寄与し、開発途上国問題を考え、国際協力の必要性を啓発する」は、現在も健全に生き続けている。

各県の育てる会を軸にして、青年会議所、ロータリークラブ、婦人団体、各種サークルなど、多くの市民が参加しており、特に学校の生徒たちが自ら募金活動に取り組む例も多く、隊員や現地の人々から感謝され、支援者にとっても隊員からの報告書や報告会等によって途上国の現状や開発教育に触れるよい機会であると、高く評価されている。

5 数々の支援と連携

体職扱いで協力隊に参加している職員への支援がきっかけとなり、企業の社会貢献活動の一部として、取り組んでいただいている例も数多い。

また、このような支援活動がきっかけで新しいNGOも生まれ、駒ヶ根の「トカルパのひかり」のように、現在もネパールの人々との交流や協力を続けている例も見られる。

一方資金面での援助とは別に、相互の情報交換や、人的支援、催しの際のスタッフやボランティアなど、さまざまな形の連携が生まれ、活発に活動している。

企業の支援を受け、その企業に関係するボランティアグループと人的交流をしながらの大規模な隊員報告会の開催も試みられた。

これらはさまざまな企画で多くの観客を集め、協力隊事業の啓発となることはもちろん、帰国隊員たちにとっても、たいへん大きな励みになった。

1992年（平成4年）から始まった「開発教育を考える集い」は、外務省、文部省の後援を得て、毎年活発な活動や議論が行われている。

これは、隊員体験を学校教育の現場にどう活かすかの研究会から始まったもので、毎年1回日本の各地で全国大会を実施しているが、分科会の企画や運営など、教育関係者や青少年団体、開発型NGOやNPOなど各種の民間団体が、各地の青年海外協力協会やOB会をはじめとする帰国隊員と連携しながら、年々着実に効果をあげている。

またこの集いの開催がきっかけとなって、地域の団体と帰国隊員とが出会い、新たなネットワー

クが生まれ、その後も引き続き途上国問題や地域の国際化についての意識が向上してきており、特に開発教育の草分け的団体である開発教育協議会には、多くの帰国隊員が参加しており、育てる会としても団体理事として連携協力を行い、人材や情報を交換しながら、相互に研鑽に努めている。

このように一口に連携、協力といっても、その対象者も形もさまざまだが、育てる会としては、今後も地域の育てる会を軸に面として、その広がりを目指すと同時に、各種団体との連携を密にし、懇談会や活動の情報交換など、これまでの連携を一層深めるなど、立体的なネットワークづくりを行い、新たな国際協力の創造を求め、協力隊事業と市民をつなぐ役割を果たしていこうとしている。

社団法人 青年海外協力協会

1 OB会の発足

1968年（昭和43年）に、初期の隊員たちが帰国後集まった折にOB会をつくる話が自然に持ち上がり、翌1969年（同44年）4月26日、「日本青年海外協力隊OB会」が発足した。協力隊体験を基本に、国内国外への社会活動に寄与したいという帰国隊員の思いがOB会発足に結実した。当初は、会員名簿の作成や派遣隊員の実態調査などが主な活動であったが、1976年（同51年）の活動報告から、帰国報告会の開催、帰国隊員の協力隊事業への提言などの具体的な活動とともに、国内における地方組織活動への支援があげられ、都道府県別OB会35団体が神奈川県を皮切りに誕生している。その後も、次々に都道府県別OB会の発足が続き、全都道府県にOB会が発足した。協力隊事業の啓発を中心に、県をはじめとする地方自治体と連携しながら、地域国際化への様々な事業を実施し、地域における国際化推進のリーダーとしての存在が、35年の協力隊の歴史とともに確立されたと思われる。

2 OB会の活動

各県のOB会活動のなかで、全県で共通して実施されているのが、春と秋、年2回の募集説明会への支援である。途上国での貴重な経験を、帰国隊員が直接日本の青年層に伝える事業であり、各県で募集説明会が開始されたときから実施されている。前述した帰国隊員報告会や、派遣中の隊員の家族対象とする留守家族懇談会の支援も、全国共通で行われている。また、地域国際化支援の事業として、自治体との連携による国際関係のイベント開催や講演会などが実施されている。

近年は、各県のOB会が、それぞれ独自活動として、開発教育、国際理解教育に関連して教育現場へのアプローチを強め、帰国隊員講演会や「参加型学習」（ワークショップ）を主催している。帰国隊員の話は、途上国の実体験に基づく情報であるから、教育現場に生き生きした効果を与え、この種の事業は年々増加して、途上国へのスタディツアーの実施や開発教育の研修会などに発展している。協力隊の経験が、次世代を担う子供たちに新しい視点を提供できるとして期待されている好例である。

さらに、47都道府県のOB会とは別に、派遣国別・職種別あるいは横断的なOB会が活動し始めている。各県OB会を縦系とするならば横系として、帰国隊員活動の規模を拡大し、多様化する動きであり、国内外のニーズにも対応しつつ、新たな展開が期待されている。

3 社団法人「青年海外協力協会」の設立

協力隊事業の実績とOB会をはじめとする帰国隊員の国内復帰後の活動が評価されるにつれて、更なる事業展開が期待され、社団法人設立の機運が急速に高まった。設立申請から2年後の、1983年（昭和58年）12月、社団法人「青年海外協力協会（JOCA）」が外務省認可のもと発足した。組

織の中心は、団体会員として加入する47都道府県の協力協会・OB会、および各国別・職種別などのOB会であり、相互に有機的に連携を図りながら事業を展開している。また、きめ細かな地域展開を実施するため、1996年（平成8年）に近畿支部（現在は大阪市）、1997年（同9年）には九州支部（福岡市）をそれぞれ設置し組織強化を図った。

4 「協会」の事業概要

当協会の事業は、国際協力、支援、文化、広報、福祉、組織、中長期の7委員会のいずれかに区分されて実施されている。いくつかの事業を紹介すると、

- ①国際協力事業では、途上国への技術支援を中心にプロジェクトを実施しており、熊本県青年海外協力協会との連携で、減反田で生産した援助米を玄米粉として加工しザンビアへ支援した「玄米粉プロジェクト」、茨城県里美村の「国際交流計画書」の策定とともに、フィリピンのラ・トリニダット町との姉妹村町交流のコーディネート実施、「平和部隊」の帰国隊員で組織するNPCAとの交流などがある。
- ②支援事業においては、協力隊事業全般への支援事業が中心であるが、「奨学金制度（JOCAス

カラーシップ）」への支援や、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災では、人的支援として（財）兵庫県国際交流協会外国人インフォメーションセンターに帰国隊員を2年間派遣するなど、関係省庁あるいは地方自治体への様々な国際化支援をも実施している。

- ③文化事業では、途上国の日用品を教材として収集した「ワールドボックス」の開発、福岡県委託による「教室から世界をのぞこう」の実施（九州支部）など、開発教育・国際理解教育関連の事業があり、JICA主催の「青年招へい事業」の実施団体となるなど、国際交流事業が中心である。
- ④広報事業では、「JOCA通信」（毎月）、「スプリング・ボード」（年4回）、帰国隊員を対象とした「JOCAダイジェスト」（年1回）、近畿支部においては「JOCAネットワーク近畿」（毎月）発行があげられ、1997年（同9年）にはホームページを開設した。
- ⑤組織事業では、団体会員である各都道府県協力協会・OB会、各国・職種別などのOB会との共同事業をはじめ組織連携・強化が図られ、その他会員獲得や新しい国別・職種別などのOB会の立上げ支援などを実施している。

Topics

OBたちではじめての親睦会

1968年12月、東京を中心として近隣の帰国隊員20人が、東京・ダイヤモンドホテルに集まって親睦会を催した。これは、昭和40年度第1次、2次隊、昭和41年度第1次隊の帰国隊員で、忘年会もかねてなごやかに話し合った。協力隊事務局からは篠浦局長、小野国内課長が出席。

街は師走のあわただしさであったが、たがいに近況を語りあい、楽しく懇談した。そのなかで、①本日出席の帰国隊員全員が発起人となって、OB会の結成を準備しよう、②新春さらに集いをもち、その具体化を推進しよう、③これらの事務は、協力隊事務局にいる随林（ラオスOB）、瀬井（フィリピンOB）、竹下（ラオスOB）の三氏が中心となって実施する、などを申しあわせた。

この親睦会が、翌年の「日本青年海外協力隊OB会」発足の原動力となった。

隊員家族会

1966年7月、派遣隊員総数49名の時点で協力隊事務局は「隊員家族会」を結成している。設立目的は、①協力隊事務局と隊員家族との連絡を密にとりながら、②隊員家族相互間の連絡もとり、③併せて現地で活動する隊員たちを精神的にバックアップしよう、というもの。

はじめての家族会は1966年7月27日、市ヶ谷の海外技術協力事業中央研修所（現在の国総研）で開かれ、全国各地から多数の隊員家族関係者が出席し、家族会運営のために役員11名、幹事22名が選出された。会長には篠浦事務局長、副会長には隊員家族から竹下輝氏（ラオスで日本語指導中の竹下隊員の父親）が、また、常任幹事には小野訓練室長が選ばれている。

現在は「留守家族懇談会」という名称に変わり、各県のOB会が積極的に支援している。

5

連携協力事業、新しい事業活動

1 地方自治体との連携

協力隊が1965年（昭和40年）に発足した当初は、協力隊事業を地方に展開する基盤はもとより、足がかりさえ乏しかった。その知名度も低く、したがって、協力隊参加を志望する青年を取り巻く社会的環境は、はなはだ厳しく、これを克服するためには、国民の理解と支援体制の整備が急務であった。発足年の1965年（同40年）に、まず広報用ポスターを各県に送付するとともに、自治大臣官房文書秘書課長より各県広報主幹部長あて、文書をもってその配付について協力を依頼し、地方自治体とのパイプを開設した。ポスターの配付依頼に続き、1967年（同42年）1月に、自治省の協力を得て、各県総務部長あてに「協力隊窓口」の開設を依頼する文書が、協力隊事務局長名で発信され、翌1968年（同43年）7月には、37自治体の出席による、初の都道府県担当者連絡会議が開催された。その後、1969年（同44年）8月までに、沖縄を含むすべての都道府県に、協力隊業務の主管部課が設置されることになる。

支援基盤を拓げるには、地方における事業展開を確かなものにする必要がある。このため1973年（同48年）に、事務局職員による県担当制を採用し、職員みずからが、それぞれの担当府県に出張し、連絡を密にして、第一次選考を各都道府県で実施する、新業務方式の導入に踏み切った。その内容は、県窓口課と協力し、①選考システムを改善し、これに伴う第一次選考の各都道府県実施の定着、②地方における募集、広報の拡充、③協力隊支援のための拠点造り等、自治体との連携の強化と支援体制の整備であった。

このような動きのなかで、1974年（同49年）に国際協力事業団が設立され、協力隊事業の位置

づけが明確になった。国際協力事業団法第40条で、事業団は地方公共団体の協力のもと、青年海外協力隊の事業運営にあたること、法文化され、事業団と各地方自治体の間で、より緊密な連携強化が、可能となった。

また行政レベルでは、外務省が、1975年（同50年）の同省主催各都道府県主管課長会議で、都道府県における協力隊業務について「協力隊に参加する青年は、日本の国民であると同時に、都道府県民であり、また、市・町・村民でもある。青年が主役で、国は支援者という団体（注、事業団をさす）の姿勢に準じて、都道府県も支援者になることは、本件、支援事業の主務官庁として、もっとも望ましいことと考える」と説明し、国の事業であると同時に、地方自治体の事業であるとの理解を求めた。翌1976年（同51年）、外務省予算の海外技術協力推進団体補助金（地方公共団体補助金）の中に、「青年海外協力隊活動促進費」が設置され、補助金交付県は、法的にはともかく、実質的に、県の事業であるとの位置づけをしている。この補助金制度の導入により、温度差はあるものの、協力隊事業は、国の事業であると同時に、県の事業であるとの理解が各県に浸透していくことになる。また、事務局サイドでは、県窓口の課長クラスによる、郷土出身隊員の活動現場視察プログラムを開始し、自治体との連携を強化していった。

前記の補助金制度には昭和46年度から、府県が実施する研修員受け入れ事業への補助金があるが、1973年（同48年）に、協力隊員のカウンターパート3名を宮城、熊本の両県が受け入れたのを契機に、日系移住者子弟中心の研修員から、隊員推薦のカウンターパート研修への比重が増加し、現在では、年間、100名近くが各県で研修を

受けている。これまでの実績（2000年6月現在）は、43県で、延べ1,981人に上る。

このように、各都道府県の積極的な協力が進められるなか、青年海外協力隊員は、出発、帰国に際し、出身地の地方自治体を訪問し、知事をはじめとする自治体の要職者に、隊員活動の抱負を述べ、成果を報告することが定着してきた。さらに、1990年代に入ってから京都、神奈川など14府県が、出発する隊員をその県の民間大使（「青年海外縁と文化の大使」「かながわ民際外交親善大使」など）に任命し、民間大使からの報告を県の広報誌（紙）に掲載し、あるいは、活動紹介冊子を作成して、広く県民に周知を図るようになってきた。これらの積み重ねが、協力隊事業に対する地方自治体の理解を、ますます、深めるばかりでなく、地元マスメディアを通じて、広く報道されることにより、地元住民が、協力隊事業を身近に受けとめる、絶好の機会となっている。

2 支援団体との連携

青年海外協力隊事業は政府事業であるものの、国民に、親しみと信頼をもって受け入れられ、国民の事業として認知されるためには、地方自治体はもとより、民間団体の支援、協力が不可欠である。協力隊の知名度を普及させるには、一般公募だけでなく、企業組織、団体等から青年を積極的に隊員として派遣してもらい、更には、帰国した隊員が、それぞれの地域社会で国際協力、国際理

解のオピニオンリーダーとして、活躍することが望まれる。

1965年（昭和40年）発足の年に、協力隊事業の運営（①協力隊の広報活動 ②隊員の推薦 ③派遣前訓練の実施 ④隊員帰国後の就職斡旋 ⑤その他事業運営上必要事項等）に関する「日本青年海外協力隊協議会」が設立され、協力隊事業の基盤整備を推進したが、1973年（同48年）に、新業務方式が実施に移され、しかも、「協力隊を育てる会」が発足するに伴い、発展的に解消された。同協議会は、①農林水産関係 ②鉱工業関係 ③交通通信関係 ④土木建設関係 ⑤保健衛生関係 ⑥教育関係 ⑦青少年関係の分野80団体で、構成されていたが、協議会解消後は、80団体のそれぞれが、広報活動、隊員活動支援、現職参加の推進など、協力隊事業の支援団体として連携し合い、活動している。

これら組織・団体との連携に加え、ボランティアレベルでは、帰国隊員が組織する青年海外協力隊OB会（各県OB会）、青年海外協力協会、協力隊を育てる会等まさに身内の団体が、草の根レベルでの支援活動で、地方自治体、関係諸団体、組織との連携推進に貢献している。

3 現職参加の推進

途上国が求める技術、技能を持つ隊員を派遣するには、それぞれの職場で、相当の実務経験をもつ青年の参加を必要とする。第一陣が帰国した

Topics

都道府県協力隊担当者連絡会議に沖縄県が初参加

協力隊事業の都道府県担当者連絡会議が1968年7月、広尾の協力隊事務局講堂で開催され、37都道府県の協力隊事業関係者が出席した。沖縄からの参加は初めてのことであり、琉球政府の新城氏は会議の席上、次のように語っている。「沖縄からは本年度（昭和43年度）第1次隊候補生として、3名が参加、訓練をうけている。協力隊に関しては本土復帰したも同様

で、今後は本土との一体化が一日も早く実現するようご協力をお願いします」

同連絡会議には外務省から柳谷技術協力課長、海外技術協力事業団（OTCA）から渋谷理事長、協力隊事務局から藤浦局長はじめ、守屋総務、宮持海外、小野国内課長が出席、同局長から「協力隊の派遣隊員を将来、年間2千名に」という派遣計画が発表されている。

1968年(昭和43年)以降の日本経済は、高度成長時代のさなかにあったが、「終身雇用」「年功序列」の風潮の強い日本社会にあって、帰国隊員の国内社会復帰(就職)には、厳しいものがあった。協力隊に参加する青年の半数以上が、有職者であり、帰国後の再就職の不安をなくして赴任するためには、会社が休職措置を取ってくれることが、望ましい。

現職参加の第一号は、日本電信電話公社(現NTT)で、協力隊発足の翌年、1966年(同41年)から隊員派遣を継続しており、これまでに448名の派遣実績(2000年7月現在)がある。同社の場合は、政府関係機関であったことから、現職参加が比較的容易であったと思われるが、民間会社で、長期間の有給休職を裏付ける規定が設けられているケースは、少ないのが実情であった。そこで、各産業界の理解増進を進めるため、経済団体、職種別団体、労働団体(組合)の役員会や各種研修会等で、協力隊事業紹介、関係誌(紙)への記事掲載、隊員活動報告会などを行うとともに、1973年(同48年)に、協力隊事務局は参加者の身分措置対策として、現職参加を制度面から促進する「所属先補填に関する基準」を設置し、参加し易い環境の整備を進めていった。

1990年代に入って、日本国内に国際化の動きが活発化し、協力隊参加のための休暇制度を導入する企業が増えてくるが、阪神・淡路の大震災を契機として、ボランティア活動に対する社会の認識が高まりを見せ、社会貢献の一環として、長期のボランティア休暇制度の導入による協力隊参加を認める企業が、現われるようになった。これまでに、休職措置を講じた企業は、累計(2000年6月現在)で1,304社を数える。

他方、公務員の現職参加については、1971年(同46年)に、国家公務員に対する「派遣法」(正式には国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処置等に関する法律)が施行され、これにより「派遣職員」としての身分が保障されてい

る。派遣中の不利益をこうむることなく、協力隊に参加する道が開かれることとなったが、「派遣法」施行以前の協力隊参加者は、無給休職参加という厳しい現実があった。

同法の施行と並行し、地方公務員については、自治省から各都道府県総務部長あてに、1971年(同46年)に、技術協力の専門家派遣を対象とし、また、1973年(同48年)には、協力隊参加者を対象とした「地方公務員(含む市町村)の休職条例等の規定整備」を促す指導文書が発出され、地方公務員の参加についても、環境整備が進められた。規定の整備、適用の理解には、自治体により深淺の差はあったものの、これまでの無給休職や退職参加といった不利益な事態が解消され、職務専念義務免除(職専免)や休職等の適用を受けて、協力隊に参加する公務員の割合が、増えていった。1987年(同62年)には、国家公務員と同様の、派遣職員としての身分を保障する「地方公務員派遣法」(同、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇に関する法律」)が制定され、これにより、現職参加隊員の数は大きく増加した。

4 新しい事業活動

協力隊員の現地活動は、派遣国や環境、職種、あるいは役割などによって文字どおり千差万別であり、多種多様な活動形態を形成をとっているが、1984年(昭和59年)から、隊員活動を効果的、効率的に展開することを目的に、隊員個々の活動を有機的に結びつけて、単独で活動するよりも協力効果が一層期待できる「グループ派遣」や「チーム派遣」を新しいスキームとして導入した。

グループ派遣は、関連職種の隊員や、または異業種の隊員を組み合わせた形態の派遣であるが、グループ活動としての予算の裏付けはなく、隊員個々が連携して活動することを、狙いとしている。グループ派遣の実績は、9ヵ国、11グループとなっているが、同様の派遣形態は、協力隊が発足

した当初のカンボディアほか、多くの派遣国で実績がある。2000年6月現在では、コスタ・リカの「環境に優しい農業プロジェクト」をはじめ、5グループが活動している。

他方、チーム派遣は、予算規模はともかく、JICAのプロジェクト方式技術協力の協力隊版とも言うべき性格をもって、開始された。最初のプロジェクトは、1984年（昭和59年）に、マレーシアのサバ州でスタートした「サバ村落開発プロジェクト」で、村落開発普及員、稲作、家畜飼育、土木施工、保健婦等の隊員が延べ、41人派遣され、10年間に亘り、焼畑民族の村落定着に貢献した。2000年（平成12年）6月現在、チーム派遣として活動中のチームは、2件であるが、これまでの実績は10カ国、11チームである。その半数の5チームが、緑化対策の「緑の推進協力プロジェクト」として、地球環境をテーマにした協力活動を展開している。

隊員派遣の形態は、一人一人個々の活動がベースになっているが、1980年代から進行し始めた、少子高齢化と日本の産業構造の変化によって、開発途上国が必要とする技術を持った青年人口が、減少しており、グループやチームで、複数の隊員がそれぞれの経験と技術を補完しながら活動する形態は、今後も継続するものと思われる。

一方、1995年（同7年）に発生した阪神・淡路の大震災を契機に、ボランティア活動に対する理解と関心が高まり、海外ボランティア活動への参加希望者が、増加傾向を示し、企業にあっても、ボランティア休暇制度を整備して、ボランティア活動を奨励する方向にある。特に、女性の海外ボランティア活動に対する意識の向上は、1990年代後半から男性を凌駕するようになり、協力隊応募者の6割を女性が占めるまでになっている。また、年間3万人近くの青年が、募集説明会や応募相談会に出席しているが、その約半数が参加の意思はあるが、途上国が必要とする技術を持っていないか、1年間あるいは、短期間であれば、

ボランティア休暇を利用して参加が可能とする者や、高校生はじめ、20歳前の青年の募集説明会への参加が、目立つようになってきている。このような背景から、より多くの希望者に、参加の機会を広げることを目的に平成10年度に次の新制度がスタートした。

- ①一般短期隊員制度：任期1年。派遣実績は13カ国、17名。
- ②バックアッププログラム：派遣中の隊員の活動を、一時的に支援することを目的として、一般参加のボランティアを、1ヵ月程度、派遣するスキーム。派遣実績はガーナ（村落開発支援）、ソロモン諸島（博物館整理支援）、エル・サルヴァドル（体力測定支援）、スリ・ランカ（音楽楽器修理支援）、ネパール（理数科教育支援）、フィリピン（理数科教育支援）など。
- ③ジュニア協力隊：開発途上国の現状および国際協力の現場に実際にふれることで、青少年の国際協力活動への理解と関心がいっそう高まるように、高校生10人を対象に、夏休みの期間を利用して派遣するスキーム。派遣実績は、沖縄県（ネパール）、福島県（フィリピン）、茨城県（マレーシア）、石川県（ネパール）など。
- ④特別な技術を必要としない職種の新設。例えば、ポリオ対策、マラリア風土病対策、識字教育、青少年活動、ソーシャルワーカーなど。

5 連携協力事業

ODA事業のなかでも、特に、顔の見える国民参加型事業として、高い評価を受けている協力隊事業は、JICAの他の事業部門では、対応が困難なグラスルーツレベルでの協力形態として、関連事業との連携が望まれてきたが、隊員活動が、地域住民と一体となって活動するという性格上、その実現は、容易ではなかった。そのようななかで、ケニアのジョモケニアウツ農工大における人造りプロジェクトでは、専門家、シニア隊員、協力隊

員の“混成チーム”が、20年間の長期にわたり連携協力をを行い、大きい成果をあげている。このプロジェクトの推進に当っては、専門家グループに、積極的に隊員OBを活用し、隊員活動との連携強化を図ったことが特徴になっている。通常、プロジェクト方式技術協力（プロ技）との連携は、一般公募制をとっている協力隊の派遣システムでは、決められた時期に、隊員を確実に派遣できるという保証がないため、困難な面が多い。しかしながら、教員養成プロジェクトや地域医療、保健衛生、植林プロジェクトなどは、プロジェクトが育成した現地スタッフが、普及活動を行う際のパートナーとして、協力隊員の派遣が期待され、現

在では、多くのプロジェクトに隊員が関わっている。代表的な例を挙げれば、メキシコの「母子保健衛生プロジェクト」で看護婦、保健婦、公衆衛生などの隊員が活躍し、ネパールの「村落振興・森林保全プロジェクト」では、10名近い村落開発普及隊員が地方に配置され、プロジェクトと連携した村落振興に協力している。厳しい財政事情のなかで、ODA予算の効果的、効率的な実施が国民各層から求められており、顔の見える協力として高い評価を受けている協力隊事業が、他事業と連携する必要性は、今後とも、ますます高まるものと思われる。

Topics

日本青年海外協力隊協議会

1965年6月10日、協力隊事業の協力推進母体となる民間団体、大学等を網羅した“日本青年海外協力隊協議会”の設立総会が、市ヶ谷の海外技術協力事業団中央研究センター（現在の国際協力総合研修所）で開催された。設立主旨は「隊員の募集、選考、研修その他広く協力隊事業の効果的な運営を図るため」とされ、青年海外協力隊はこの総会をもって実質上、“旗揚げ”した。設立総会には関係団体、民間団体、大学等47団体のメンバーが参加、席上、渋沢理事長（海外技術協力事業団）は協力隊事業に関し従来の技術協力と“趣きを異する”ところにその意義がある、と述べている。協議会メンバーは次の通り。

全国農業協同組合中央会、中央畜産会、日本獣医師会、全国養蚕農業協同組合連合会、全国森林組合連合会、国際農友会、日本国際農村青年連盟、全国漁業組合連合会、海外漁業協力会、日本林業経営者協会、農山漁村文化協会、全国農村青少年教育振興会、全国4Hクラブ連絡協議会、全国農協青年組織協議会、日本機械工業連合会、全日本竹産業連合会、東京都竹工協会、東京竹製品工業協同組合、日本繊維機械協会、窯業協会、日本

自動車整備振興会、海外電気通信協力会、海外電力調査会、日本測量協会、日本道路協会、日本河川協会、日本水道工事業協同組合、東京都完工事工業協同組合、日本水道協会、日本建設機械化協会、海外建設技術協力会、産業開発青年技術協会、日本産業開発青年協会、国際建設技術協会、日本栄養士会、日本キリスト教海外医療協力会、日本助産婦会、日本薬剤師会、日本衛生検査技師会、日本公衆衛生協会、日本環境衛生協会、東京大学、東京教育大学、東京外語大学、東京農工大学、東京水産大学、日本医科大学、東京医科歯科大学、東京農業大学、国際キリスト教大学、拓殖大学、日本大学、上智大学、日本獣医畜産大学、麻布獣医大学、北里大学、千葉大学、千葉工業大学、名古屋大学、大阪外語大学、神戸大学、長崎大学、京都大学、九州測量専門学校、鯉学園、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、日本私立短大協会、日本体育協会、日本水泳連盟、芝浦工業大学、北海道自動車短期大学、全国工業高等学校校長協会、友愛青年同志会、日本健青会、日本青年協会、修養団青年部、青年アジア協会、日本青年団協議会、日本キリスト教青年会同盟、生長の家青年部、日本商工会議所海外企業技術協力幹旋本部、経済団体連合会経済協力部、大阪青年会議所、日本中小企業団体連盟

6

「南南協力」の実績と成果

1 カンボディアの「三角協力」

— 「南南協力」の代表例

カンボディアの首都プノンペンから国道3号線を南西に約40km、右折してさらに県道を2.5km入った所に「三角協力」プロジェクトのコンピセイ・サブセンターがある。プロジェクト開始初期の協力隊員の、このセンターにおける活動状況が、当時のODA白書にトピックスとして紹介された。その一部をやや長いが引用する。

「ここに再定住をめざす近郊農家のおかみさんや娘さん、中には子どもの手を引いたお母さん達が集まってくる。木造トタン屋根の建物内は、開け放たれた窓から陽の光が差し込むものの、多少暗い感じがする、木製の机と椅子が並べられ、集まってきた女性達その数ざっと40人が着席すると、コンピセイ裁縫教室が始まる。黒板を背にして立つ女性の先生は、我が国の青年海外協力隊員。彼女はかつて青年海外協力隊の家政の隊員として、マレーシアの農村で婦人達を相手に裁縫の指導をした経験がある。クメール語はぎこちないが、指導ぶりは板についたもの。この裁縫教室は始まったばかりなので、女性達は運針などの基礎練習を繰り返す。一日でも早く裁縫の技術を身につけ、少しでも現金収入の足しにしようという思いから、全員真剣そのものでおしゃべりなどの声も聞こえない。実はこの裁縫教室、50人1クラスの計画に170人もの応募があり、誰もがあきらめないで、1日4シフト制で4クラスの開設を強行したもの。おかげで、指導する隊員は4クラス目が終わるとグッタリとなってしまふ。しかし、受講生の意欲に答えようと、先生の方も一生懸命、…」(ODA白書1994年版から)

「三角協力」とは、内戦後のカンボディアで、

国外からの帰還民の定住を図り復興を支援するため、日本とASEAN(東南アジア諸国連合。以下「アセアン」)が共同で取り組んでいる「カンボディア難民再定住・農村開発プロジェクト」である。日本政府の拠出金を活用し、ASEAN諸国から40名の専門家と、我が国からは青年海外協力隊員10名が派遣され、共同で取り組んでいる。

「三角協力」は「南南協力」の代表例といわれている。

「南南協力」は、近年の途上諸国の経済発展度の多様化、また、東南アジアや南米地域などでみられる地域経済統合の動きのなかで、途上国がその発展の経験やノウハウを生かして他の途上国に対して行う協力、発展段階がある程度進んだ途上国が他の途上国の国づくりに協力する「途上国間協力」である。協力を行う国とそれを受ける国の風土や文化、社会・経済事情、技術体系に共通する要素が多く、途上国の事情に合った適正技術の移転が効率的に図られるメリットがあると考えられる。先進諸国の援助・協力の資金に限りがある現在、新たな援助のソースとしても注目され、我が国は「南南協力」への支援を積極的に進めている。

2 「南南協力」の実績

「南南協力」は、最近始まったものではない。

途上諸国間には以前からその発展段階に開きがあったし、1970年代のオイルショックでは、産油国と非産油国との間に大きい経済格差ができた。その後も、世界銀行や国連の途上国の分類をはじめ、一般に「中進国」や「後発途上国」「最貧国」などの呼び名が使われている。これらの諸国の間には、さまざまな協力関係が作られ進行し、

アセアンに代表される地域協力も活発である。

JICAが実施する「第三国研修」は、途上国の実施機関が周辺諸国から研修員を受け入れて行う技術研修事業を支援し助長する、「南南協力」促進の事業である。1975年（昭和50年）にタイの養蚕訓練センターで最初のコースを開設して以来すでに4半世紀にわたっている。現在では30カ国を超える途上国で140コースが実施され、「第三国研修」の受入人数は、JICA研修事業全体の受入人数（自国内での「現地国内研修」を除く）の4分の1を占める。途上国の比較的発展した技術や優れた人材を活用する「第三国専門家派遣」も平成6年度に始まり年々人数、地域とも増加している。

カンボディアの「三角協力」は、1992年（平成4年）12月に、その第一段階として、農村基盤整備事業が着手された。日本政府が国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）に約350万ドルを拠出し、対象地域であるタケオ、コンボンスプー両県のプロジェクト・サイトに、農道、貯水池や技術協力の拠点となる農村開発センターなどのインフラ整備が行われた。プロジェクトの管理は、当初から、JICA派遣専門家がプロジェクト・マネジャーおよびサブ・マネジャーとして、カンボディア政府地域開発省の協力を得て担当しているが、すべて協力隊員のOBである。

第二段階、いわば本番の技術協力は、1994年（同6年）4月に始まり現在に至っている。1993年（平成5年）5月に行われた初の総選挙前後の情勢不安からJICAカンボディア事務所の開設が遅延（同年8月に実現）し、当初予定よりやや遅れたものの、先着の協力隊員がアセアン派遣の専門家と共同して活動を開始した。プロジェクトの経費は、日本の国連開発計画（UNDP。後にUNOPS＝国連プロジェクトサービス機関）への拠出金から、毎年160万ドルから180万ドル程度が当てられている。

今後のプロジェクトの進め方については、1999

年に、改めてUNDPおよびアセアン諸国と、2004年まで5カ年の「討議議事録（R/D＝Record of Discussion）」を締結し、技術協力を継続することになった。しかしながら、これまで毎年度、協力の枠組み・予算を決定してきたのを改め、5カ年継続とする一方、最終年度に向けて、予算は漸減方式とすることになっている。

3 「南南協力」の成果

(1) アセアン派遣者と協力隊員の参加分野・職種

アセアンからの派遣者は、プロジェクト参加の4カ国から各10名、計40名である。インドネシアから保健衛生、農業・畜産の分野で、マレーシアは職業訓練、フィリピンは野菜・果樹、タイからは農業・水産、教育等、いずれも選りすぐった専門家である。ちなみに、アセアン加盟国は、現在は当のカンボディアを含め10カ国を数えるが、プロジェクト開始時点は6カ国。農村部をほとんど持たないブルネイ、シンガポール両国は参加していない。

これらの専門家は、それぞれの国内では相当の実績をもつ経験者であるが、海外協力の活動はほとんどが初体験であった。これに対して当初の協力隊員10名は、冒頭記事の家政隊員に見る通り、全員が緊急短期派遣のOB、OGであったから、海外経験ではアセアン専門家達をしのぎ、共同生活・共同活動をむしろリードした。

海外活動経験を持つ協力隊員は、やはり隊員OBであるプロジェクト・マネジャーはじめ派遣専門家と連携して、共同宿舎のルールづくりや協力活動の方法や内容についても主導的な役割を果たし、「南南協力」の支援者、プロモーターであった。第一陣に続く交替・後継は一般隊員が主力になったが、現在は、これまでの経験・教訓を踏まえ、基本的にシニア隊員を中心に、公衆衛生、識字教育、陶磁器、婦人子供服の職種で活躍中である。またASEAN専門家達との共同活動も、そ

それぞれの専門分野ごとに順調に進行している。

(2) 特色ある活動と成果

「南南協力」の特色は随所に現われている。インドネシアの稲作専門家が、水田の管理用にごく簡単な手作り掃除具を普及したり、同国の畜産専門家が、農家の工夫を促す経費75ドルの畜舎や稲ワラをアンモニア加工して飼料を作る作業場を展示したり、マレーシアの職業訓練専門家が、モータバイクの修理速成コースを開き、あるいは学校校舎整備のため地元民に建築・左官を教えたり、アセアン専門家達のかずかずの積極的な試行と指導が、カンボディアの農村現地に展開された。

協力隊員の活動もまた、現地の実情に合わせ、現地住民の意思を重んじ、現地に根づく着実な成

果を目指している。例を挙げるならば、教育分野の隊員は、校舎の整備・改築に当たって地元の教育事務所と協力し、住民が自分達の労力で実行するという合意を前提に資材の提供や技術指導を行い、保健衛生の隊員が、衛生トイレの設置に際して、住民の総意をもとに割安な資材を提供し工事を指導し、あるいはアセアン専門家と連携して、家畜飼育と飼料栽培の活動を統合し等々、農村の生活向上や雇用創出などプロジェクトがめざす地域開発の実を挙げつつある。

このような諸活動は、地域開発計画の貴重な経験・成果として、「南南協力」の展望を明るくするものといえるであろう。



「カンボディア難民再定住・農村開発計画」に所属し、コンボンスプー州の農家を対象に、ポンプを使った灌漑の指導、組合作りをすすめる稲作隊員



コンボンスプー州の職業訓練所で、美容師を養成するための技術指導にあたる隊員（美容師）